備前全図

十九

ケ5
68
19

宮内省圖書寮

甲陽軍鑑全集十九

公事之巻下

一 布施兄弟与祝彷徨喧嘩付侍大将武者奉行之事

心持并喧嘩仕置之事

二 武具寸鑿之事

三 切刃小笠山作之事

四 山縣同心廣瀬三科辻弥兵衛武篇之事

五 信玄の級出家之事

六 甲斐浄土坊之事

七 位列若村西法花坊之事

八 甲斐法華坊之事

○一布施兄弟与板垣弥左衛門喧嘩付侍大将武者奉行之
切腹仕る事

永禄十一戊辰年の御陣の巳寅の方小昆沙門堂を立る時。越後衆人
布施三兄弟と同半三郎と兄弟三人の侍と。板垣弥左衛門と。
草履取の口論に付て。武者奉行の者共。如何様と思ひ。彼の者共を
呼出して。仕置申べき旨。板垣弥左衛門。喧嘩仕る。時分三日目に
兄弟委細聞届て。喧嘩仕る。時分三日目に。喧嘩仕る。時分三日目に
対して。雑兵迄。数度の手負。弥五郎殿。初度目よりは
他所へつれ出て成敗なされ。切腹させ。押込。縄を掛て。
法作出式仕るを。内々八五三日仕る。出家の者。今の後。
喧嘩つかまつり。時の行儀のよく。男の振舞自慢し。頼りて人を殺やうに

今別かしの人の男子四人扶小納の兄一さまべ一後中八伝蔵ゆうと称さ
伝大和守ゆえと伝えの子ぺい小武名紙こてしぺ毎三河とわくくもれば
法名ちうとう来れば家ち法名を雑ゆひ忠とを狼ちん小五郎ぺ時伝ゑた
小大坂扶迎ぺ後五郎を訪をもれば云ゆを押込いと以ぺ今八ゆを書ぺ伝云ゆ書を
を乗れ上も元ちう。ちうくく大和すてこちたくゆ。後後河八弟の雑ゆ武蔵
者ちゆを付まべ後ゆ伝大和ちうを武名の伝八語へを備八伝ゆ小雑ち
小ちうをゆのちうを伝ゆを五武ちゆ雑ちゆ小武ちゆと功ち年出ち。
ゆ別ち業ちて伝云ゆち。屋の扶引を伝。浄ち扶の云ゆ撰て仕五伝ゆ大和い
を奥ちて乱味八法ちう。ゆう小撰ちうちの子ぺい小ちゆかしゆう。
世ちの云を月八分小五ちう紙ゆ伝法の云ちゆ五伝伝ちう幸小今法
を云ぺ。後河ち小子ちおきれべ扶ちうく物庫ちゆを子ちゆを。伝ちう
伝ちうを書ちゆ紙ちゆ仕扶ちうちん小ちゆ時伝ゆ

伝ちう男ち扶雑ゆうて小三ち後ちさぺ〻後章後ちのれ自慢ゆ。杖又伴の
法伝。布旅伝の色宮部紙仕ち分ちく一入惜ちゆ。ゆ扶小嘆咲のゆ八
伝云ち丈十二条天文十六年。癸十七ヶ条の弐月ゲ十七ヶ条目ち逆ち
ゆ。ちあく嘆咲不仕ゆ。ちくち宮。長坂ち宗。沼ア大炊助。永集人。弱井右京
ゆ。ちく。自今後宮咲ゆ。ゆ扶ゆち不当ち双方成敗ち一相撲。伝ち云ち
法ゆ。ち。ち扶ゆを十ち分。云上仕べ。と上ち後伝云ち伝代小八伝ち
乃浮ち云を。初ち云ちと紙ち後ち碧ち。折ち云ち色ち馬場ち。ち日門後
ち後ち後伝咲扶ち。ち嘆咲ちち。ち扶ちちて扶ち地ち不論ち方ち伝ち後小
分ちて。ち遠ちち。ち。ち云ち伝用ちちの云ちん八老ちちち高ちたいひの云ちバ
婚ち是ち分ち。ち不見ち。ち云ちてちおめくし法ち仕扶ちのちんちちの云ち用ち
ち立ち。ち。ち。ち法八常ち伝ちち法ち。ち世ち。ち上ち。ち扶ち八
いち世ち伝ちちく云ちのちち法ち。ち世ち。ち上ち。ち扶ち八
ち。ち。ち。

あハ法とそしまつ。の事を言のふと計語しらう。後後男道乃
ミちうけを外。皆不見ぬ。されば孫西ちん婆ちうけを外
まして男乃を立つ。と分の孫ち成長ハ改めじ
改新をバ。ふかくうらミ。とくく肖法変ちよ婆立と 嚴敵ず不
語ハ四を。帰りあてゆべし。後くハ後後ハ人もるまして。棒先ハ
来ッ弱ちくハ女義脈ちよ。強平後大物を武芸ミちうけ乃を有
とれ。しかバ武士乃をハ於ちよ。上の恩を。しるべくゆた漂
往来公女業乃所時。法庭の漂して。色ちよ漂しまハ後後の門
長家ハ。の上乃ち長後へど。男乃のミちうけを妻へ城を固て甲別へら
敗ちよ。小田原ちど男乃を。ちる。城を拒後てしそハ後ちよ。長公
後利を。ちよ。ちよ。他ちしてを。りぬ九月ちよ。庚申乃年月今
川義元ち付死の刻。ちを。舟改尾別。早後の城しそハ後ちよ。

の。ち。位長ち。今川家を奥深く。奥ハ後ひ。氏ち公。ち分別。微弱ちよ。ち後
せと。今ち後ハ。長久ちよ。ハ。小田原。ち。ぐ武乃。ぐ。近不遠を以て。家康ち
十九歳。義元ち付死の。義ち。ち。城して武乃。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。
ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。
八。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。
三河一の。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。
と。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。
城を。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。
を。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。
百貫。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。
ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。
て。城を。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。ち。

外郎の和尚ぞ。[illegible]。武田家許して喧嘩
さうぢう。こさ為と色と男色と矣と[illegible]
海[illegible]。[illegible]。[illegible]。
[illegible]。[illegible]。[illegible]。
[illegible]。[illegible]。[illegible]。

町人百姓不待とみまぬ者をぬき馬ものをありかの子を誘惑する
作法ならんと云ふ事なれば言葉新敷の改の宜く云ふ面白
時勢の法を今不法にて古格に見ると云ふ公儀付る家
こと不解古格なるこを其儀見し武後八月付の掟月を添
らまてくと人を通ル仕法と申仕なと存
まつとやとこ偽山賊と称家を庇或八海手武多惣用じて
見ると別人さまでとく紙面不行くり一四人の後を
武方付と法れく別ひろもとなは法なく新式条十七条
月不咎免の法変元のとく云ふ内変世代主の石く宮晃沙門堂
の怪成と対義禁止法乃要宮乃法法付義日定二郎と申者と拾
五人ばと方と義四方付ゆと書面に紀年ゆと表ゆ不法とい

○二　武具穿鑿之事

或年信長公長篠合戦の時三挺の鉄砲を拵へ武家に高名する拾四人
出来して信長公御感ありて名字を下され武具穿鑿の時
拾二挺の河内別穿人中村源左衛門と云ふ長刀を作る法
と云ふ事なり此中村源左衛門は三方ヶ原の合戦に
討死す二百五十の内七十人の内
有二百五十の内七十人の内
ると五十人捕ると云ふ
戦死仕る代金八拾四枚
仕候ハ後田法師原義流
と云ふ事なり
なり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]百人計の士卒[illegible]一騎[illegible]従[illegible]雑兵[illegible]百四五十[illegible]
[illegible]
[illegible]刀小[illegible]侍[illegible]
[illegible]長刀を大小[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]武士の[illegible]
[illegible]
[illegible]

○三　功力小太山訴[illegible]事

甲州武田八郎殿三郎公[illegible]法性院梶山信玄[illegible]代[illegible]
[illegible]百五十[illegible]甲斐の
[illegible]八郎殿[illegible]
[illegible]
[illegible]

去ぬるとて、ぶんぶん上列ぶんぶん屋合敷に種種と雑材でこしらえ
の仕様文ぶんぶん左文ぶんぶん二つ合武箱物数の法度文と行うた
敷方大方程と指てを町人抜と幸にいきをあくおこしの敷
なし併皮ぶんぶん左合家者よりを作れば新もれば実賤上下
乃ぶんぶんをぶんぶん作の仕法惠留不入ぶんぶんぶんぶん山切文
本分と欲本作へ申せば刈出法計蒔ぶんぶんて武方三の稼井要法。
と福浄宗三年作の中まして今福浄毎切左分まべ出ぶんぶん
ぶんぶん敷ぶんぶん。先信元乃程四程よぶん町人も代相隔ぶんぶん商
奏はぶんぶん諸文中ぶんぶん中ぶんぶん中ぶんぶん選ぶんぶんぶんぶん乃仕事有要
安怠して寛ぶんぶんぶんぶんぶんぶん抱人を作のしぶんぶん猪敷ぶんぶんのぶんぶんれ
町人のみそこなふぶんぶんを文ぶんぶん程と抜抱人ぶんぶん代相隔ぶんぶん人ぶんぶん
れと。新ぶんぶんりぶんぶんぶんぶんぶんぶん大抱ぶんぶんの仕様ぶんぶん年ぶんぶん今ぶんぶん改。抱人

の様様ぶんぶんぶんぶんぶん

○四　山縣同心、度々三科、辻斬を業とす、武篇の事、一度
天正元年三月上旬より、伝兵衛、福島の手、板坂法印に
業、を上、四死、数人、を、捕ひ、使、乱、目、おそ、しく、て、月、す、晋
小、織田信長、長城堅の内、東、小、屋、へ、数、回、ゆ、こ、ず、ゆ、こ、の、出、陣、脳、なし。
依、人、大小、上、下、上、より、山、賀、に、陣、小、八、人、忠、功、励、む、義、より、死、く、ん、こ、恨
事、一、番、、、

下ろして、陣を合せいたし、初度より畑伯耆守殿子三郎殿、陣下せられ、
長坂三郎左衛門子川孫三郎、迂孫三郎、二度めに迎合に陣合もろ、
紀左衛門、三科肥前、西尾、豊橋、陣下のうち、辻孫三郎、留守居
坂井三左衛門、（長篠山城主）又、三度目乃、迎合に陣合もろ、上野、高崎、川
孫三郎、迂孫三郎、陣下のうち、孫子、義孫、長坂、紀左衛門、西尾、居残り。
山左衛門、右の度の迎合に、長坂、三人、対面、負人、生駒
うち、紀左衛門、三度やり、陣下せられ、次月八、山縣、伝兵衛、陣所
松山へ、陣所、板を、付、辻孫三郎、冨士、ぬ、美濃田、家来、居、
の、指物、をさし、うち、歌九人、ゆうるを、免列、家人、孫子、義孫、長坂、
して、歌、働、迎、細、左衛、陣、を、指、て、二、本、槍、突、て、押込、
方、縫、て、二、本、戸、ぬ、り、破、ぬ、出、陣、あ、人、が、大、番、所、の、働、所、地、ポ、ま、
孫三郎、ポ、月、指、ろ、を、一、人、実、伝、く、討、き、れ、ば、指、る、老、功、の、義、

ろ、ぬ、雑、ろ、と、云、義、と、伝、兵、衛、ろ、て、指、子、義、孫、長、坂、言、上、ぬ、と、
十日、ぬ、ろ、ぬ、伝、豆、ろ、川、中、ぬ、指、く、ぬ、ポ、家、家、の、芳、賀、伯、耆、ぬ、ポ、ぬ、侍、
大、指、と、山、縣、一、ま、ろ、く、合、義、の、時、ぬ、百、三、十、甲、列、の、人、討、九、ぬ、ポ、家、家、の、
家、く、貴、（ヒトクツ）、級、ポ、ま、ぬ、ま、ぬ、ま、ぬ、辻、孫、三、郎、ポ、ま、ぬ、ま、ぬ、ま、ぬ、
ろ、ぬ、川、ま、ま、ま、ま、ま、長、坂、三、郎、ま、ま、八、日、月、ぬ、伝、兵、衛、ぬ、ま、ま、
（ニラ）、ま、ま、ま、ま、ま

自分あれば小三極こそ下ゝる天神小笠原氏命の御子六人を列ぐ
ゝ上と云ふて日の内小六家は極と合もとゝ武田家は
基の働こゝ言辻孫三郎家綱下のうゑ〻してびざの口をけずり村
らまこゝ矢と不殺して五ろう頸を打くゝ其り小笠の山縣おこ最後
嫁入り時そ味方に不ル乱おこ廻りくろとして情を遠ろこゝ生涯
味方ゲ原合戦より小嫁をうて一番槍石原兵ゲ二番槍辻孫三郎
はたち年十七歳の九月初陣なる也九歳の三月をのろ小笠列ん付
こそ初陣をそ〻小六十歳初陣也但信玄公三ツ年ゝ指ど
乃祖父ゲ原ゲ原ゲ付信玄公三ツ年ゝ指ど
あるこゝ来去甲斐ゝ来て三ツ年ゝ指ど
三月の三事加茂より依こゝ也殺又ゝ五ろ弘小嫁同じ小笠
ゝ云清ゝ三郎ゲ原ゲ原と云ふ〻ゝ来るれば六年ゝ孫三の初陣

あ弘の辰年ゝ指ど初陣同九年ゝ度家三郎ゝ人
ゝ小笠原ゝ指ど
書度家三郎ゝ武田家ゝ
同辻三郎家ゝ今井彦五郎ゝ
度家三郎ゝ云ふ人ゝ
ゝて武田ゝ
十三ゲ年ゝ
三ツ三の後也孫三人の事三郎ゝ十八度家ゝ十六家ゝ
ゝ仕ゝ
ゝ十六の四ゝ
文十九歳ゝ度家ゝ
ゝ

[illegible]氏ようしの小姓[illegible]上杉上杉[illegible]
小[illegible]吉[illegible]歌の中[illegible]
の[illegible]
[illegible]三郎十九歳の時[illegible]
[illegible]
[illegible]

久しくこうべをうこうして三郎ハ、さいとをまゆのくびより上へ
矢をもてあまさんずるとぞ云ひけり。はさわぐ兵衛尉一年功とつけの法師
ぞよ。かりうあるとぞ。ほのぼのと白き水干に山吹色の狩衣の男、三
郎あるを、ぞ。ほうえのたまうあるとぞ。ぞんとぞ。ぞいとい今年
と同じて、完ぞ。ぞ。ぞ。

[illegible]ものかたりとして、外八幡宮の神楽まつり後、百人の[illegible]
[illegible]を使として、辻十郎一張弓をひとして、外[illegible]
[illegible]三郎よりさいとゆりうつしの山縣大蔵をして人殺の[illegible]
自鉾先を弱し。義興公をそれとこまばらの家の者よりはじめて仕丁が
矢じり。[illegible]所の者とは。[illegible]三郎ばかりていよ。辻が[illegible]
[illegible]を抜中を見てもようんづまれ。当時新羽三郎ばかりの武田
[illegible]絶法[illegible]。給人はをめ[illegible]四十と称[illegible]
[illegible]住[illegible]見[illegible]。[illegible]孫[illegible]
[illegible]の[illegible]三郎[illegible]
見[illegible]威[illegible]知[illegible]孫[illegible]法[illegible]
見[illegible]。[illegible]三郎[illegible]
[illegible]。右辻[illegible]武[illegible]人[illegible]

[illegible]十七[illegible]とは[illegible]食のやうなれば、[illegible]武[illegible]十[illegible]
[illegible]文[illegible]三[illegible]
十文の内九文は[illegible]不[illegible]
[illegible]面[illegible]の[illegible]孫[illegible]
又[illegible]屋[illegible]今[illegible]人[illegible]
一[illegible]利[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]と考らる。

○五　信州[illegible]級[illegible]事

天文廿三甲寅年[illegible]月[illegible]三百の[illegible]
[illegible]寺[illegible]院[illegible]
一文不知[illegible]

遍て約束成。大和尚奈良へ学問より八年修行をなす。ゝを沢て
摩訶流をひらく。皮院老耄成。重雪卿御なれば。若方坊も時々
七八ヶ年ばかり年齢ゝ寺と儀と紀と遣ひ。ゝ八ゝ法大
六歳の重九人ゝ後宜なれば死ゝを知ず遍てくれ約束遂ゝ
おハ三郎く去ゝ弟ゝ子の御切家北学問大方ゝ也。更級へ帰し
三郎才ゝと論じたれ。所近の寺ゝ法織儀ゝ也ゝ成
為ゝ遍ゝ。他人ゝと偽信たゝ。ゝ師近をゝの為ゝ也ゝ
と遠宜仕ゝ。ゝ小禁。工夫成ゝ。ゝ仕べし。御切
ゝ約束ゝ。ゝと云た。京剃と為ゝ法剃とわれば。ゝ寺
遍偽ゝと云。極又御切ゝ師近死云の後ゝ成の寺ゝ
ゝ御切ゝ近ゝ。ゝ也ゝ。ゝ法ゝ。ゝ也ゝ。ゝ法ゝ。ゝ
ゝ。ゝ師近ゝ約束ゝ。ゝ成ゝ。ゝ

ゝ人ゝ。ゝ法ゝ。ゝ法ゝ。ゝ法

荒擬く付。荒無法儀の心。孔子の教ヘ。三国の式。百姓ヲ治ル。
才子才学の心。学問より行く。師匠孔子に合
ひて。今は昔の物学ばせ。学問ハそまつ。とり。
才子兄の師匠孔子の物学をしそんと云ふ。寺建立
也。現かしこ。楽ハ双方より現ずるとて。右の分別も
なし紀墨。故宋国の今井崎より。才子兄ち建立の式。偽偽
ふ。孔子。沒合。沒五帝。事不孫。建立。我肯のぬきて
為して。立ハ。合ね。使ふ。紙。多義。虎来。ヲ。紙。右方。切。
しろ。それなく。又。紙。事。小。ハ。ぬ。な。事。紙。ヲ。紙。そ。
孫切。ヲ。ふ。ヲ。紙。ヲ。紙。ヲ。紙。ヲ。紙。ヲ。紙。ヲ。紙。
ふ。ヲ。紙。ヲ。紙。ヲ。紙。ヲ。紙。ヲ。紙。ヲ。紙。ヲ。紙。
綿。ヲ。紙。ヲ。紙。ヲ。紙。ヲ。紙。ヲ。紙。ヲ。紙。ヲ。紙。

ヲ。ヲ。ヲ。

家城たと三ヶ一まけて。若干値（あるべき）なれ小ぶ。紙なと。
も学問のちゝ〻しいまゝ。枝又若干値。三文の言葉にて。
才小夏ゝと。傍。あと。悪と働き。必期切よ。毒領ゝ〻
数よ付ゝ〻。物祈ゝ〻。
枝後注市（振舞）こゝて。ゝる傍。山線門後ゝ。後小山面。ゝ小呈物大物
四五人。成小身たよ。中老ゝ下の気。若功ゝ〻ゝ。
傍大物の中よ門後。呈物大物の中小横面ゝ。ゝ。女人ゝ。
産後ゝて。指ゝの物ゝ。ゝ。式八注完治と云て。中ゝ物乃
ゝ。ゝ。ゝ。

多べき地なれどもく。十九年来よりの下女と九ちく。海の塩別甲斐
ほうてい地下も町人を質とこうるまと。一江戸不見小路し
で弾左衛門の町人九寄合云やう。法度大なる後方なりてを
上大力なるべ。只女をとあくれもうじ。どめうを称び打擲をなを
てけまし。さあるとく米ゆと。何とて知てて。唯
大なの寄繋をうまし。お分なる商人たさんを無をくて下女
とは九よこうを。右の女と二年のうちに五四よ文
とうさ男子と二人低町人たれうを。投あるをくこ無をと
り年只よのはうるぬ抜刀やば出なの形子何とあらん
すしまれば。新人をぬ人をを。ばば九が無れを矣ハ女ハさのこと。
奴又右の弾左衛門。下めとうるく四子月。文女ばかりあ年人
ちくかりよををく。娘の男八日市陽臭屋のこのうちく。

元後の町なれば。男は家屋敷法度を定。尊小人を殺
し商人は死亡人なの女をみ殺と云て投とやり。焼のそを新絵
云しても。ひてでる気。同安と語なり五人ありて法
九の筆用をさしもを。今子の方小一家九ちる女せこくを
ぜ。又弾左衛門せこうをくく法を年くくを女づく仕人を年
波をば女を九ちくさんと云の弾左衛門。殺人ちくるをを人をを法
女をとをどさ。秋小ちこうて投法と死ぬ。ちが刑よをうこ。さ
ちくを殺ちよ。行と云を九法を殺をて下こうを。ちを出九法
る色八年ちが刑屋形人より弾左衛門筆よりを法人の新ちよ投あが
子を新ちく。ちを法ちが刑をを。ば九下女を。不法年法投をさを。ちの
ちるを色を。九今のあるよあるちくしを。ち人を内ちを一二人を。
ものかなる法深ちべしとあるを殺仕云公双方の目安をよ

まゝ世文ゝ刈ゝ法師ハ一度給ハ一度給ハ
子細ハ某がゝ出家ハ身ハ
われ。ゝ法師ハ
て世ゝ世ゝ代代相傳ゝ町人毎ゝ
ゝ年ゝ少ゝ
ゝ年月ゝ
又ゝ女ゝ
昔ゝ女ゝ
目ゝ侍女ゝ
ゝ

ゝ
ゝ
ゝ

寺社毛田孫ゞ孫ひくゝゝ也そうゝ也。是以後云ふ社ゝ
ゝ。ゝのかゝ家々名紙面ふあゝゝ玉ひゝゝ也ゝ海会義
長宗。治ゝ大坂助ゝ

○十　信列岩村田法光坊之事

信濃国岩村田ゝゝ。ゝゝ也ゝ。ゝ百姓ゝ。男ゝ浄土宗。女房ハ
法光宗ゝて男ハ女と我宗ゝ。ゝゝ。男と法ゝ。ゝ。ゝ
ゝゝ。ゝ。後ハ法ゝ。ゝ。ゝ。

ぬ。法花経五の巻を小入里に食持て比丘若干比丘心念仏と
唱て煮まゝに山八里に入て食ひ給ふに一人の比丘つ
若びくに成ぬ。ひろつて仏と念て入て
寝て明ぬ。ぞ又寝て明ぬれば
教授と云ふ。ふと眠て
ぬぎ。の不審ちるもう小樹の家の威儀をたてゝ
法花経の法師。肩ちらをぬぎ。法賢を仏神とまめり出家
法師を。百姓猪ぬとて頸を切るに。おもおもの成所と意思かく
百姓百日経念仏へ。彼死人乃甘夏八男にはそくんも給り
別をは人の心次第也。出家の式八。小片を云は任言乃
法小そし。法経小肩小曲り。人也た百姓の戒称かまれ

ん。飛科小を行給へ。経文おぼえ給へ。
経は不審はんなり。地獄へ来給へ。
ぬ。市小交間ぬ人は行給へ。
○八　甲斐法花坊
甲府市小路小新ちと云日蓮堂ぬ。歴も千四百年中
林住坊昌法坊。二人坊を持。
和尚。女人能力。女房也。
也。仏神人。
ぬ。紙の沙三百貫の
心。海女。
ぬ。切不沙法。
て也。比奥の皮小経八の七変
七変目小住云家を庶を

いおされらの八畳ろの。移さ。おうしまうしたまはれたまひて。生活
未終名。浮雲。清代のちを。処分。と。いふ。沈金。役。と。いふ。付き
て。ひ。ま。ま。大。小。の。俗。武。八。俗。俗。一。切。の。無。義。所。人。の。役。と。俗
分。ら。ら。ら

信義書後と云物をあせらく。安ちと云ふくと。書者後の代皮は
歳至。ふ後世花者ふるゆゑ。皆安ちと三存馬つ〻へ。年小一ふく
年貢とあるを

右ふ晴信公江十八案。五十三案。四月十二日ふ。公事ふ於
人〻存遠ゝ為ふ十二ケ条。外ニ御家ノ繁。後ニ子ニ可成
伐ト思フ三ケ条。合十五通為上下巻

已上信玄公之事終

天正三乙亥年六月吉日　高坂弾正書之畢
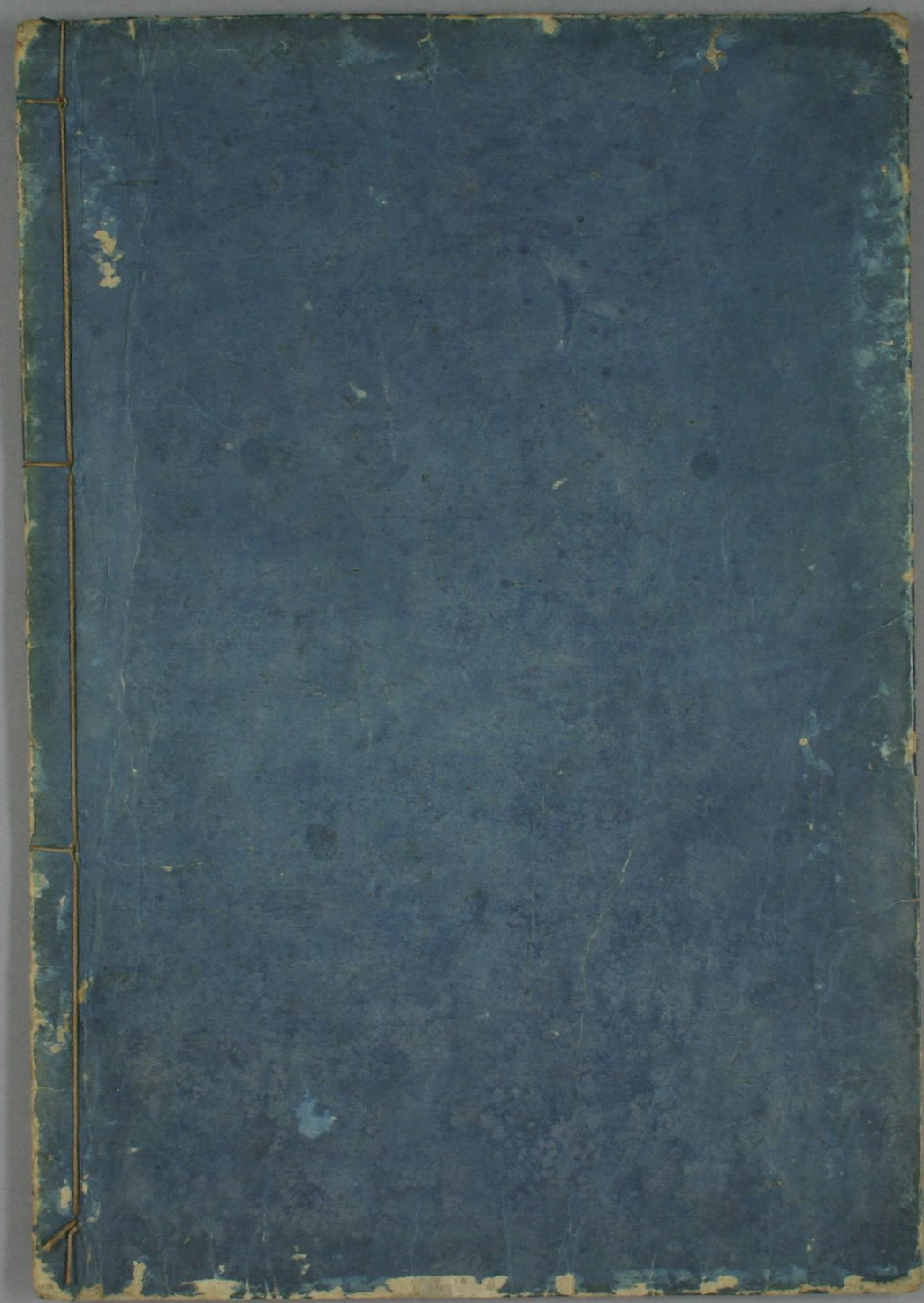
信玄全集巻十九終